

●障害者総合支援法

障害者総合支援法のサービス体系

○障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病（政令に定める対象疾患は65～69ページ参照）を患っている方）にかかわらず、この法律では、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めています。

障害者総合支援法による、総合的な総合支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付

◇介護給付

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 行動援護
- ・ 同行援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援
- ・ 共同生活援助（介助あり）

◇訓練等給付

- ・ 自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援
- ・ 就労定着支援
- ・ 就労選択支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助

◇自立支援医療

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療

◇補装具

児童福祉法

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援

障害者・児

地域生活支援事業

- ・ 相談支援 ・ コミュニケーション支援（手話通訳者等派遣）
- ・ 日常生活用具費の支給 ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター ・ 日中一時支援事業

介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付のサービス内容

介護給付	
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人に、総合的な介護を行います。
行動援護	知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人に対する外出時の準備、移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対する外出時における、視覚的情報、移動、外出時に必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (介助あり)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
訓練等給付	
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行ないます。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した方で、就労に伴う環境変化により生活面等の課題が生じている方に対し、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
就労選択支援 (令和7年10月～)	多様な就労ニーズへの対応強化と、障害者雇用の質向上を目的として行います。
共同生活援助 (介助なし)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた方でひとり暮らしを希望する方に対し、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

地域相談支援給付	
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人で、住居の確保その他の地域における生活に移行するために必要な相談等の援助を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等の援助を行います。

地域生活支援事業

移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
日中一時支援	障害のある方の見守りが必要になった時に一時的にお預かりして、日中活動を支援します。
訪問入浴事業	在宅の重度身体障害者で、通所により入浴サービスを受けることが困難であり、また、自宅の浴室においても入浴ができない者に対し、自宅に専用の浴槽を持参し入浴の支援を行います。
コミュニケーション支援	聴覚障害及び言語機能障害の方に手話通訳者・要約筆記者を派遣し、社会生活を円滑にします。
日常生活用具の支給	日常生活を容易にすることを目的に支給されます。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行なう施設です。

児童福祉法

児童発達支援	児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児につき、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等のサービスを行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

自立支援給付の支給決定までの流れについて

自立支援給付のサービス（介護給付・訓練等給付）利用については、①申請②サービス利用計画の策定③区分認定（一部）④支給決定⑤受給者証発行⑥事業所の契約が必要となります。下記参照

§ 障害福祉サービス

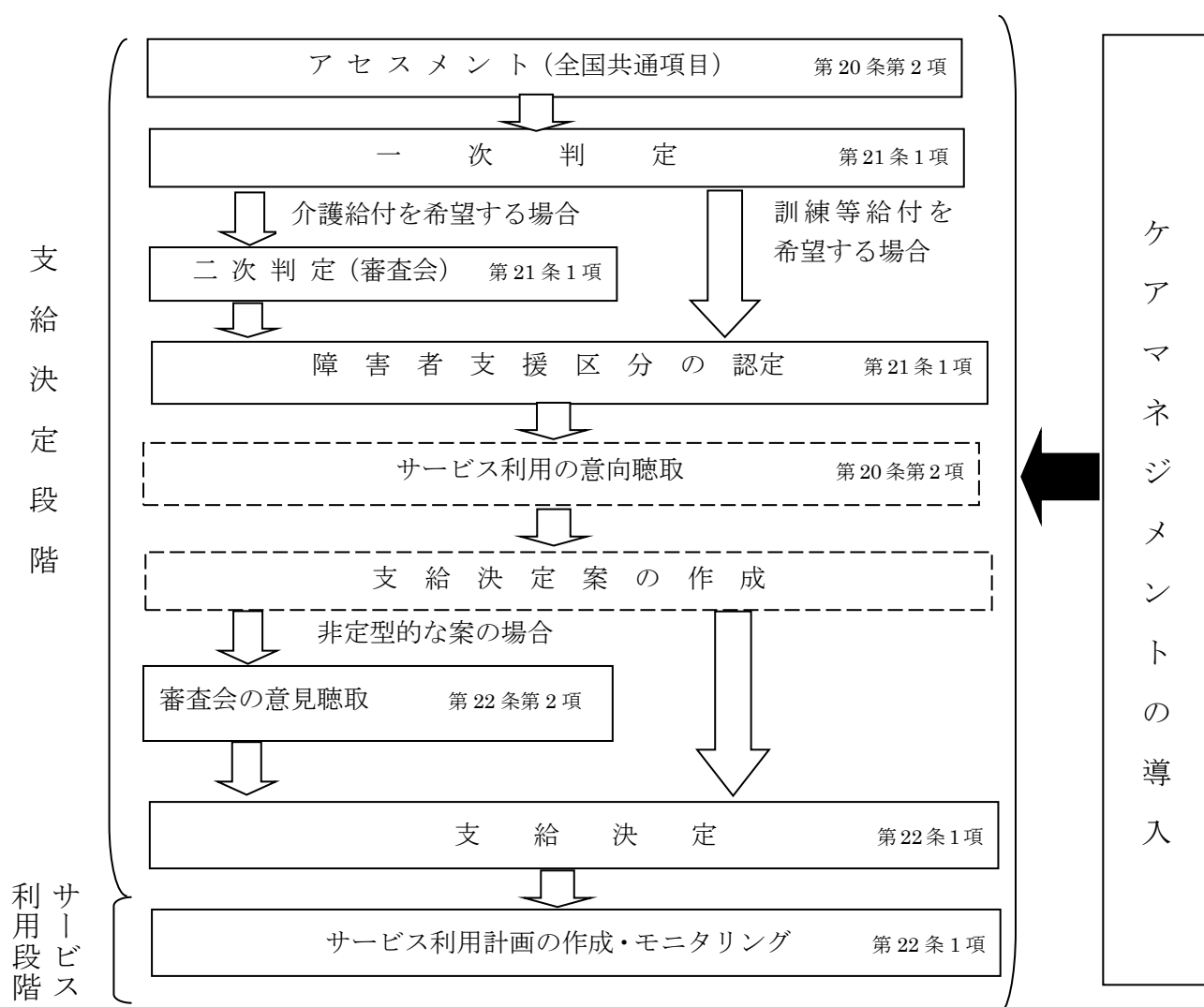
※ 18歳以上の方が利用する介護給付・訓練給付等のサービス

§ 児童福祉サービス

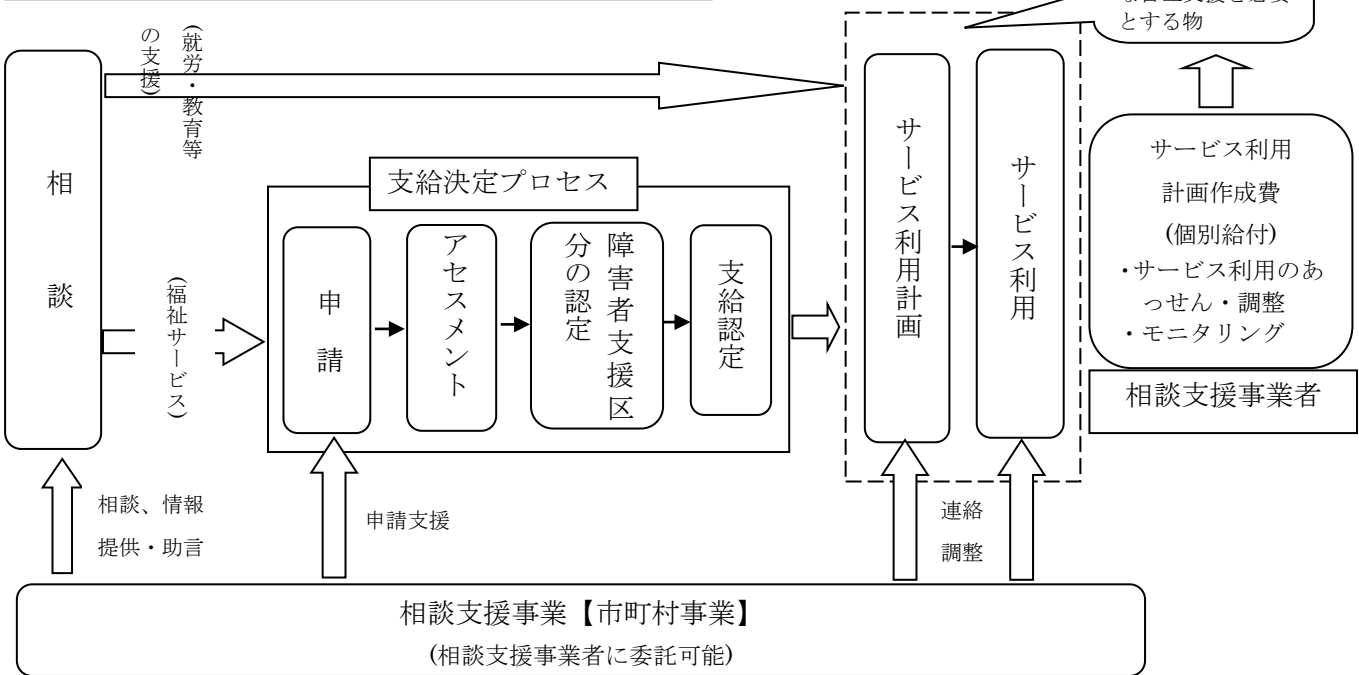
※ 児童福祉法に基づく18歳未満の方を対象にしたサービス

※ 各種サービス利用の申請の際に、障害の種類や程度を把握するために、食事、排泄、入浴等日常の動作に関する聞き取り調査を行います。

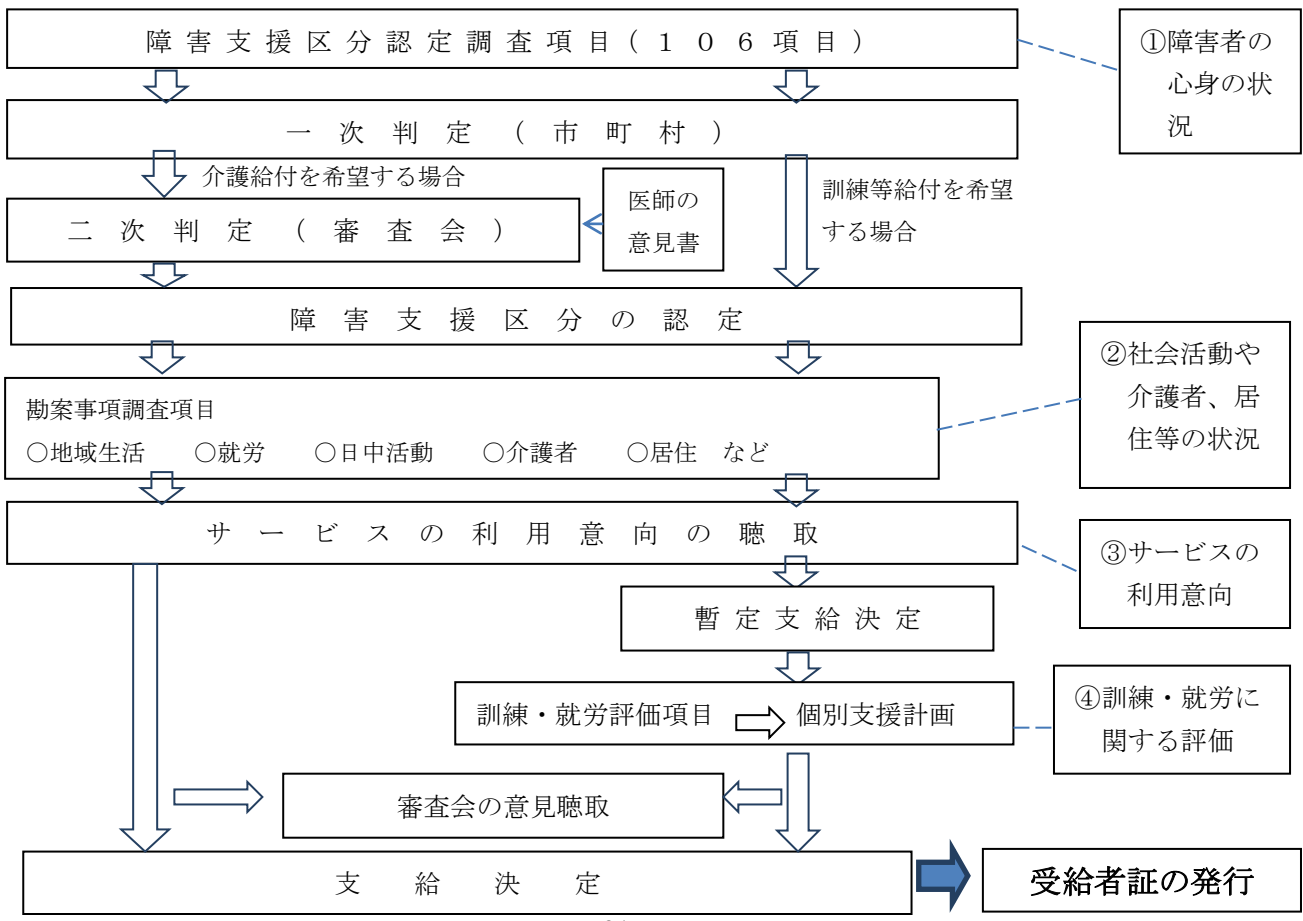
支給決定・サービス利用のプロセス（全体像）



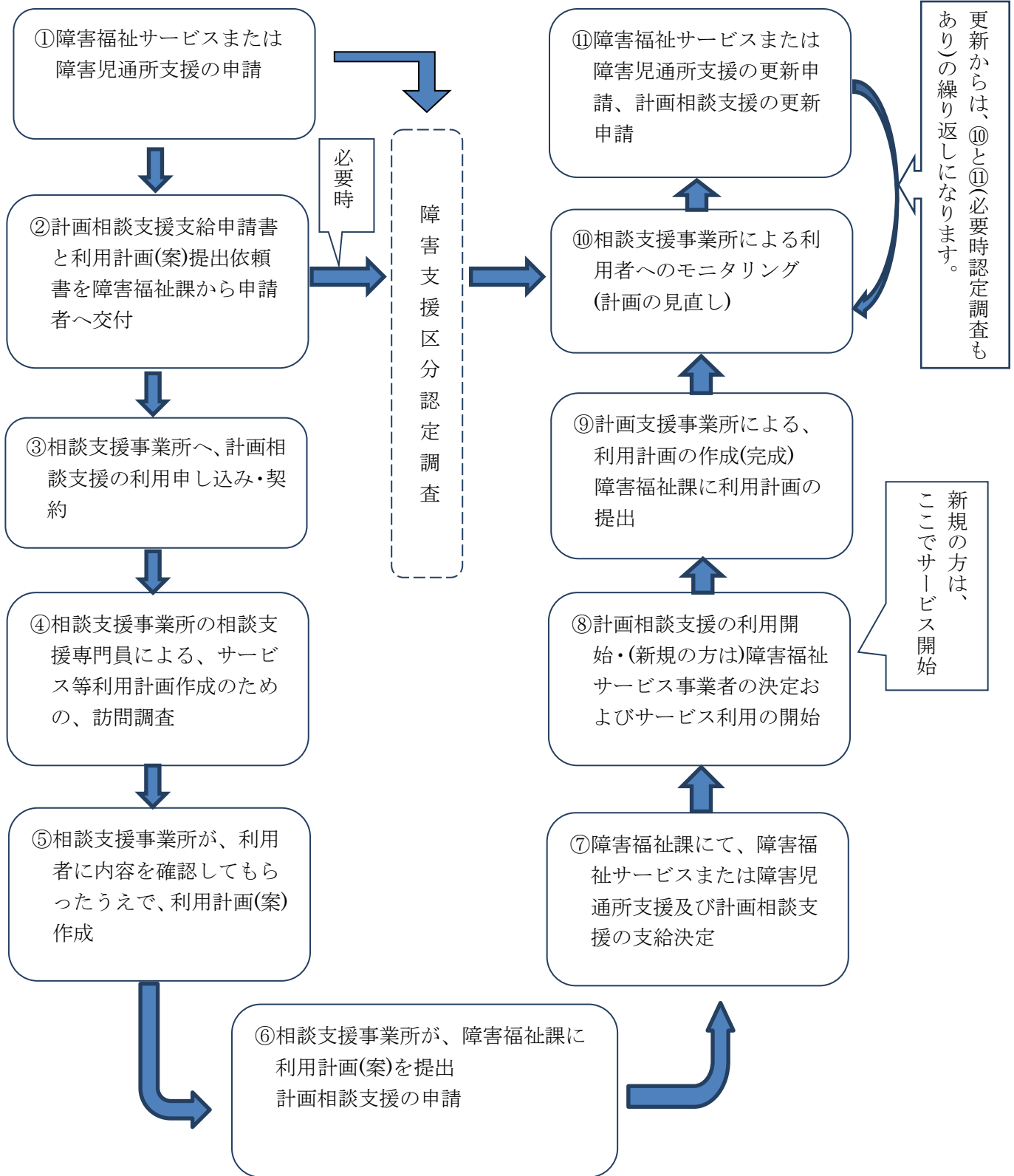
1. ケアマネジメントの導入「相談支援事業」



2. サービスの支給決定・受給者証発行



計画相談支援の支給申請からサービス利用までの流れ



※計画相談支援の利用計画(案)作成にかかる利用者負担はありません。

障害者総合支援法の対象疾病一覧（３７６疾病）

※新たに対象となる疾病（７疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）

△表記が変更された疾病（２疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	38	エプスタイン病
2	アイザックス症候群	39	エマヌエル症候群
3	I g A腎症	40	MECP2重複症候群
4	I g G4関連疾患	41	LMNB1関連大脳白質脳症 ※
5	亜急性硬化性全脳炎	42	遠位型ミオパチー
6	アジソン病	43	円錐角膜 ○
7	アッシャー症候群	44	黄色靱帯骨化症
8	アトピー性脊髄炎	45	黄斑ジストロフィー
9	アペール症候群	46	大田原症候群
10	アミロイドーシス	47	オクシピタル・ホーン症候群
11	アラジール症候群	48	オスラー病
12	アルポート症候群	49	カーニー複合
13	アレキサンダー病	50	複合海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
14	アンジェルマン症候群	51	潰瘍性大腸炎
15	アントレー・ビクスラー症候群	52	下垂体前葉機能低下症
16	イソ吉草酸血症	53	家族性地中海熱
17	一次性ネフローゼ症候群	54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	55	家族性良性慢性天疱瘡
19	1 p 36欠失症候群	56	カナバン病
20	遺伝性自己炎症疾患	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
21	遺伝性ジストニア	58	歌舞伎症候群
22	遺伝性周期性四肢麻痺	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
23	遺伝性脾炎	60	カルニチン回路異常症加齢黄斑変性
24	遺伝性鉄芽球性貧血	61	加齢黄斑変性 ○
25	ウィーバー症候群	62	肝型糖原病
26	ウィリアムズ症候群	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
27	ウィルソン病	64	環状20番染色体症候群
28	ウエスト症候群	65	関節リウマチ完全大血管転位症
29	ウェルナー症候群	66	完全大血管転位症
30	ウォルフラム症候群	67	眼皮膚白皮症
31	ウルリッヒ病	68	偽性副甲状腺機能低下症
32	HTRA1関連脳小血管病	69	ギャロウェイ・モワト症候群
33	HTLV-1関連脊髄症	70	急性壊死性脳症 ○
34	ATR-X症候群	71	急性網膜壊死 ○
35	ADH分泌異常症	72	球脊髄性筋萎縮症
36	エーラス・ダンロス症候群	73	急速進行性糸球体腎炎
37	エプスタイン症候群	74	強直性脊髄炎

75	巨細胞性動脈炎	117	高チロシン血症 3 型
76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	118	後天性赤芽球癆
77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	119	広範脊柱管狭窄症
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	120	膠様滴状角膜ジストロフィー
79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	121	抗リン脂質抗体症候群
80	筋萎縮性側索硬化症	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※
81	筋型糖原病	123	コケイン症候群
82	筋ジストロフィー	124	コステロ症候群
83	クッシング病	125	骨形成不全症
84	クリオピリン関連周期熱症候群	126	骨髄異形成症候群 ○
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	127	骨髄線維症 ○
86	クルーゾン症候群	128	ゴナドトロピン分泌亢進症
87	グルコーストランスポーター 1 欠損症	129	5p 欠失症候群
88	グルタル酸血症 1 型	130	コフィン・シリス症候群
89	グルタル酸血症 2 型	131	コフィン・ローリー症候群
90	クロウ・深瀬症候群	132	混合性結合組織病
91	クローン病	133	鰓耳腎症候群
92	クロンカイト・カナダ症候群	134	再生不良性貧血
93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎 ○
94	結節性硬化症	136	再発性多発軟骨炎
95	結節性多発動脈炎	137	左心低形成症候群
96	血栓性血小板減少性紫斑病	138	サルコイドーシス
97	限局性皮質異形成	139	三尖弁閉鎖症
98	原発性肝外門脈閉塞症 ※	140	三頭酵素欠損症
99	原発性局所多汗症 ○	141	CFC 症候群
100	原発性硬化性胆管炎	142	シェーグレン症候群
101	原発性高脂血症	143	色素性乾皮症
102	原発性側索硬化症	144	自己食空腔性ミオパチー
103	原発性胆汁性胆管炎	145	自己免疫性肝炎
104	原発性免疫不全症候群	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
105	顕微鏡的大腸炎 ○	147	自己免疫性溶血性貧血
106	顕微鏡的多発血管炎	148	四肢形成不全 ○
107	高 Ig D 症候群	149	シトステロール血症
108	好酸球性消化管疾患	150	シトリン欠損症
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	151	紫斑病性腎炎
110	好酸球性副鼻腔炎	152	脂肪萎縮症
111	抗糸球体基底膜腎炎	153	若年性特発性関節炎
112	後縦靱帯骨化症	154	若年性特発性肺気腫
113	甲状腺ホルモン不応症	155	シャルコー・マリー・トゥース病
114	拘束型心筋症	156	重症筋無力症
115	高チロシン血症 1 型	157	修正大血管転移症
116	高チロシン血症 2 型	158	出血性線溶異常症 ※

159	ジュベール症候群関連疾患	197	先天性三尖弁狭窄症
160	シュワルツ・ヤンペル症候群	198	先天性腎性尿崩症
161	神経細胞移動異常症	199	先天性赤血球形成異常性貧血
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	200	先天性僧帽弁狭窄症
163	神経線維腫症	201	先天性大脳白質形成不全症
164	神経有棘赤血球症	202	先天性肺静脈狭窄症
165	進行性核上性麻痺	203	先天性風疹症候群 ○
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	204	先天性副腎低形成症
167	進行性骨化性線維異形成症	205	先天性副腎皮質酵素欠損症
168	進行性多巣性白質脳症	206	先天性ミオパチー
169	進行性白質脳症	207	先天性無痛無汗症
170	進行性ミオクロヌステんかん	208	先天性葉酸吸収不全
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	209	前頭側頭葉変性症
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（kartagener）症候群を含む。）
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △	211	早期ミオクロニー脳症
174	スタージ・ウェーバー症候群	212	総動脈幹遺残症
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群	213	総排泄腔遺残
176	スミス・マギニス症候群	214	総排泄腔外反症
177	スモン ○	215	ソトス症候群
178	脆弱 X 症候群	216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
179	脆弱 X 症候群関連疾患	217	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
180	成人発症スチル病	218	大脳皮質基底核変性症
181	成長ホルモン分泌亢進症	219	大理石骨病
182	脊髄空洞症	220	ダウン症候群 ○
183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	221	高安動脈炎
184	脊髄髄膜瘤	222	多系統萎縮症
185	脊髄性筋萎縮症	223	タナトフォリック骨異形成症
186	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	224	多発血管炎性肉芽腫症
187	前眼部形成異常	225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
188	全身性エリテマトーデス	226	多発性軟骨性外骨腫症 ○
189	全身性強皮症	227	多発性嚢胞腎 ○
190	先天異常症候群	228	多脾症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア	229	タンジール病
192	先天性核上性球麻痺	230	単心室症
193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	231	弾性線維性仮性黄色腫
194	先天性魚鱗癬	232	短腸症候群 ○
195	先天性筋無力症候群	233	胆道閉鎖症
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	234	遅発性内リンパ腫

235	チャージ症候群	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	277	肺胞低換気症候群
237	中毒性表皮壊死症	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
238	腸管神経節細胞僅少症	279	バッド・キアリ症候群
239	TRPV 4 異常症	280	ハンチントン病
240	TSH 分泌亢進症	281	汎発性特発性骨増殖症 ○
241	TNF 受容体関連周期性症候群	282	P C D H 19 関連症候群
242	低ホスファターゼ症	283	PURA 関連神経発達異常症 ※
243	天疱瘡	284	非ケトーシス型高グリシン血症
244	特発性拡張型心筋症	285	肥厚性皮膚骨膜炎
245	特発性間質性肺炎	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
246	特発性基底核石灰化症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因に限る。）	288	肥大型心筋症
248	特発性後天性全身性無汗症	289	左肺動脈右肺動脈起始症
249	特発性大腿骨頭壊死症	290	ビタミン D 依存性くる病/骨軟化症
250	特発性多中心性キャスルマン病	291	ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症
251	特発性門脈圧亢進症	292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
252	特発性両側性感音難聴	293	非典型溶血性尿毒症症候群
253	突発性難聴 ○	294	非特異性多発性小腸潰瘍症
254	ドラベ症候群	295	皮膚筋炎／多発性筋炎
255	中條・西村症候群	296	びまん性汎細気管支炎 ○
256	那須・ハコラ病	297	肥満低換気症候群 ○
257	軟骨無形成症	298	表皮水疱症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	299	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
259	22q11.2 欠失症候群	300	VATER 症候群
260	乳児発症 STING 関連血管炎 ※	301	ファイファー症候群
261	乳幼児肝巨大血管腫	302	ファロー四徴症
262	尿素サイクル異常症	303	ファンコニ貧血
263	ヌーナン症候群	304	封入体筋炎
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群） /LMX1B 関連腎症	305	フェニルケトン尿症
265	ネフロン癆	306	フォンタン術後症候群 ○
266	脳クレアチン欠乏症候群	307	複合カルボキシラーゼ欠損症
267	脳腱黄色腫症	308	副甲状腺機能低下症
268	脳内鉄沈着神経変性症	309	副腎白質ジストロフィー
269	脳表ヘモジデリン沈着症	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
270	膿胞性乾癬	311	ブラウ症候群
271	嚢胞性線維症	312	ブラダー・ウィリ症候群
272	パーキンソン病	313	プリオン病
273	バージャー病	314	プロピオン酸血症
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	315	PRL 分泌亢進症(高プロラクチン血症)
275	肺動脈性肺高血圧症	316	閉塞性細気管支炎

317	β - ケトチオラーゼ欠損症	348	免疫性血小板減少症	△
318	ベーチェット病	349	メンケス病	
319	ベスレムミオパチー	350	網膜色素変性症	
320	ヘパリン起因性血小板減少症	○	351	もやもや病
321	ヘモクロマトーシス	○	352	モワット・ウイルソン症候群
322	ペリー病	353	薬剤性過敏症症候群	○
323	ペルーシド角膜辺縁変性症	○	354	ヤング・シンプソン症候群
324	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
325	片側巨脳症	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	357	4 p 欠失症候群	
327	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	358	ライソゾーム病	
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	359	ラスムッセン脳炎	
329	ホモシスチン尿症	360	ランゲルハンス細胞組織球症	○
330	ポルフィリン症	361	ランドウ・クレフナー症候群	
331	マリネスコ・シェーグレン症候群	362	リジン尿性蛋白不耐症	
332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー	364	両大血管右室起始症	
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	365	リンパ管腫瘍/ゴーハム病	
335	慢性再発性多発性骨髄炎	366	リンパ脈管筋腫症	
336	慢性膵炎	○	367	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
337	慢性特発性偽性腸閉塞症	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
338	ミオクロニー欠伸てんかん	369	レーベル遺伝性視神経症	
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェ ラーゼ欠損症	
340	ミトコンドリア病	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
341	無虹彩症	372	レット症候群	
342	無脾症候群	373	レノックス・ガストー症候群	
343	無 β リポタンパク血症	374	ロウ症候群	
344	メープルシロップ尿症	375	ロスムンド・トムソン症候群	
345	メチルグルタコン酸尿症	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症	
346	メチルマロン酸血症			
347	メビウス症候群			

障害者総合支援法 利用者負担額

【障害者総合支援法の利用者負担上限額】

障害者総合支援法では、家計の負担能力を斟酌して政令で定める額（ただし１割を超えない額）がかかりますが低所得者は無料です。

※補装具費支給については補装具の支給・修理（自立支援給付）（P 26）をご覧ください。

	生活保護世帯	低所得世帯	一般世帯
上限月額	０円	０円	３７，２００円

- ・低所得世帯・・・市民税非課税世帯
- ・一般世帯・・・市民税課税世帯

* 所得を判断する世帯の範囲

種 別	世 帯 の 範 囲
１８歳以上の障害者 （施設に入所する１８、１９歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する１８、１９歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

	一般世帯
上限月額	９，３００円 障害児の場合 ４，６００円

要件 住民票の世帯の市民税が非課税または所得割額の合計が１６万円未満（障害児の場合は２８万円未満）であること

【施設に入所している方の場合（２０歳以上）】

利用者負担は、家計の負担能力を斟酌して政令で定める額（ただし１割を超えない額）ですが、低所得世帯の費用負担はありません。また、食事・光熱水費の実費負担は、入所者の収入に応じて、５万８千円まで特定障害者特別給付費（補足給付）として、市が補助します。

【グループホームに入居している方の場合】

原則は、１割の利用者負担ですが、低所得世帯の費用負担はありません。



6 5歳以降の障害福祉サービスの利用について

65歳を超えた障害者、及び介護保険の特定疾病に該当した40歳以上の障害者は、障害福祉サービスと介護保険サービスの両方の対象者となります。その際、必要とするサービスが介護保険サービスの中にある場合は、介護保険サービスを優先して利用することが原則となります。但し、介護保険サービスにない障害福祉サービス固有のものは、基本的にそのまま利用を続けることができます。

1 ホームヘルプサービスの場合 …… 一部で併給が可能です

身体介護や家事援助については、介護保険の「訪問介護」サービスを優先して利用します。

但し、次のような場合は、介護保険サービスを支給限度額まで利用した上で、障害福祉サービスから「重度訪問介護」のサービスを併せて利用することができます。

そのために、まずは要介護認定の申請等を行っていただき、介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握した上で重度訪問介護サービス併給の必要性を総合的に判断します。具体的な運用例を以下に示します。

- ① 重い難病などで寝たきりとなり「要介護5」と認定された方で、通所サービスや短期入所を利用できない全身性の障害があり、家庭介護力が低く、介護保険給付の支給限度額の制約からサービスが不足する場合
- ② 障害福祉サービスの「重度訪問介護」「重度障害者等包括支援」を利用していた障害者が、新たに介護保険サービスの対象となる場合で、介護保険給付の支給限度額の制約から従来の支給量（時間）が介護保険だけでは確保できない場合

2 行動援護及び同行援護 …… 基本的に継続利用が可能です

行動援護は重度の知的障害者と精神障害者が、同行援護は重度の視覚障害者が利用する、障害福祉サービスに固有なサービスなので、新たに介護保険の対象となっても従来と変わりなく利用できます。ただし、同行援護については通院同行に限り、介護保険の訪問介護を優先して利用します。

3 通所して利用するサービス …… どちらか選択することが可能です

自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B）については、そのまま利用を続けることも出来ますが、介護保険の通所介護等に移行することも可能です。

生活介護と自立訓練（機能訓練）は、サービス利用の目的が介護保険の通所介護や通所リハビリのサービスでも達成できる場合には、移行を検討していただきます。

4 短期入所サービス …… 可能な限り介護保険を利用します

原則として、介護保険の短期入所サービスを優先して利用します。ただし、障害特性等により介護保険の短期入所施設での受け入れが直ちには困難な場合は、経過的に障害福祉サービスの短期入所を受け続けられます。

5 居住場所を提供するサービス …… 基本的に継続利用が可能です

施設入所支援、共同生活援助を受けてきた方は、高齢化によって当該施設での介護が困難となり高齢者施設への移行が必要とされ、介護保険施設での受け入れが可能な場合を除き、継続利用が可能です。

地域生活支援事業

* 移動支援事業 *

〈対 象〉次のいずれかの障害に該当する人（小学生以上）

- ①視覚障害児・者で身体障害者手帳を持っている人 ②愛の手帳を持っている人
 ③精神障害者保健福祉手帳を持っている人 ④身体障害者手帳を持っている人で、
 両上肢及び両下肢または体幹に１級の障害があり、車いすでの単独移動が困難な人 ⑤
 １８歳未満の児童で知的障害、精神障害があると診断された人（診断書の提出が必要と
 なります）

〈内 容〉障害を持っている人の社会活動の参加、余暇活動、通院（定期通院を除く）等での移動を支援します。通院は、原則、中学生以上で病院等の送迎と病院内の移動支援です。なお、事情がある場合には、事前にご相談ください。利用時間、範囲等は、下表のとおりです。

年齢区分	小学生	中学生	高校生	高校卒業以上
視覚障害	１０時間	２０時間		
知的障害				
精神障害				
身体障害				
利用範囲	原則、日帰りの範囲			

※小学生、中学生及び高校生（特別支援学校を含む）は、７月から９月までの３ヶ月間に、上記の表の利用時間数とは別に、夏季利用時間として１０時間利用を拡大します。

（小学生は 30 時間＋10 時間＝40 時間（3 ヶ月）、中高生は 60 時間＋10 時間＝70 時間（3 ヶ月））

次の①～④の３ヶ月を１期間として、その中で利用してください。期間を超えての利用時間の繰越はできません。なお、超えた場合は、全額自己負担となります。

①４～６月 ②７～９月 ③１０～１２月 ④１～３月

〈利用者負担〉

	身体介護を伴わない利用者	身体介護を伴う利用者
生活保護世帯	無料	無料
住民税非課税世帯	無料	無料
課税世帯	１割（３０分９０円）	１割（３０分１６０円）

〈利用方法〉

障害福祉課に移動支援事業の申請を行います。支給決定通知書が送られてきましたら、その通知を持って、東久留米市に登録している移動支援事業者と契約をして利用することとなります。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

*** 日中一時支援事業 ***

〈対 象〉在宅で、次のいずれかの障害に該当する人

- ①身体障害者手帳を持っている人
- ②愛の手帳を持っている人
- ③精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- ④ 18歳未満の児童で知的障害、精神障害があると認定された人(診断書の提出が必要となります)

※医療ケアが必要な方については、利用いただけない場合があります。

〈内 容〉障害児・者を日常的に介護している家族が、疾病、冠婚葬祭、レスパイト（一時的な休息）、就労等の理由で見守り等の支援が必要になった障害児・者を一時的に預かり、活動の場を提供し、日中活動の支援を行います。

月に7日間を上限とし、午前7時から午後10時までの間とします。(レスパイトの利用については、8時間まで) 1回の利用が、4時間未満の場合は半日とします。

※さいわい福祉センターのみ宿泊（17時～翌9時）が可能です

次の事業所にて利用することができます。

事業所名	住 所	電 話
夢来夢来	中央町4-11-5	475-6965
優友	中央町5-2-11	420-1850
このみ	幸町3-8-23	473-9667
かるがも花々会	八幡町2-13-29	477-6492
オリーブ	前沢1-4-25	420-4717
市立さいわい福祉センター	幸町3-9-28	477-2711

〈利用者負担〉

一回の利用につき基本負担額が生じます。世帯の課税区分により下表のとおり軽減されます。

	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上
課税世帯	200円	400円	600円
非課税世帯	100円	200円	300円
生活保護世帯	0円	0円	0円

〈利用方法〉

障害福祉課に日中一時支援事業の登録申請を行います。登録決定通知書が送られてきましたら、その通知を持って、上記の事業者と契約をして利用することとなります。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181

*** 精神障害者ショートステイ事業 ***

〈対 象〉次の①及び②に該当する人

- ① 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方またはそれと同程度の精神疾患のある方
(定期的に精神科を受診していることが必要です。)
- ② 東久留米市に居住する 18 歳以上 65 歳未満の人

〈内 容〉精神障害の方が、日常的に見守りしているご家族が不在になる時や一人で過ごすのに不安な時などに専用居室に宿泊していただき、在宅生活が継続できるように支援します。

〈利用日数〉月に 7 泊まで

〈利用者負担〉 1 泊 800 円

本人及び配偶者が住民税非課税の方は半額、生活保護世帯の方は全額免除となります。利用施設に直接お支払ください。(4 月から 7 月のご利用は前年度課税、8 月から 3 月は当該年度課税で決定します。) なお、その他実費(食事等)を負担していただきます。

〈利用方法〉障害福祉課に利用登録申請書を提出します(精神疾患の病名が確認できる主治医意見書(指定用紙あり)を添付する必要があります)登録決定通知書が送られてきましたら、その通知を持って施設と契約をして利用します。

◆問い合わせ先 障害福祉課 TEL 042-470-7747 FAX 042-475-8181